

全実協 2020 第 31 号

2020 年 10 月 5 日

一般財団法人全国大学実務教育協会
会員校代表者 様

一般財団法人全国大学実務教育協会
代表理事 会長 森脇道子
資格改革事業特別委員会
理事 委員長 城島栄一郎

「資格到達目標達成度評価制度」に関する意向調査の回答結果および
理事会決定事項について

拝啓 平素より本協会へご支援とご尽力を賜り誠にありがとうございます。

この度は、コロナ禍の中、また、台風被害等でご多忙な時期に、会員校の皆様には調査へのご協力を頂き、心からお礼申し上げます。

調査結果に関して、取急ぎ二つのご報告をさせていただきます。

一つ目は、「資格到達目標達成度評価制度」に関する意向調査結果のご報告です。

意向調査では、お陰様で、137 件の回答が得られ、委員会（ワーキングチーム）でまとめて、理事会に提出することができました。調査結果の内容は、添付資料①をご覧ください。ただければ幸いです。

調査結果によれば、回答件数全体の約 80%という高い「資格到達目標達成度評価制度」の導入意向が示されています。本協会資格の質の保証・向上を目的とする本制度は、2023 年度からの実現化を見据えて、10 年前に皆様と一緒にスタートしたのですが、ようやく実を結んできたと捉えております。これも会員校の皆様に、資格到達目標（明示する開発能力）を実現する資格教育課程編成の整備に心を砕いて頂いたことの賜物と深く感謝申し上げます。しかしながら、導入時期についてはご意向に差が伺えたもので、柔軟な対応が必要と考えております。

すでに大学独自の評価制度を導入されている場合には、変更の必要はありませんが、後日、協会へご提出いただく書類等については、ご相談させて頂き、業務負担にならないよう努める所存です。

また、資格の質の向上をめざして行う「資格教育課程の学生自己評価」の実施についても、協会標準型と大学独自型を合わせると、80%という高い実施の意向が示されています。むろん、この学生の自己評価結果は、大学の単位認定条件や資格授与認定条件とつながるものではありませんが、自己評価活動が自己評価能力の向上や学修継続力の強

化になる点において、重要な取組みと位置づけ、実施の義務化を継続して、より一層の工夫を重ねて参ります。

さらに、本評価制度に関する様々のご提言を頂いたことに対しましても、心からお礼申し上げます。引き続き資格改革に取り組んでまいりますので、皆様からの貴重なご提言を大いに活用させていただく所存です。

二つ目のご報告は、今回の意向調査結果をうけて、第11回理事会で審議決定した「資格到達目標達成度評価制度」の導入時期および評価制度の内容です。意向調査結果を踏まえ、理事会は、本評価制度を「予定通り 2023 年度から導入することとする。ただし会員校の事情により 10 年程度の個別対応を配慮すること」を決定いたしました。詳しい内容は、添付資料②の参考例として作成した「情報処理士分野の資格ガイドライン」「こども音楽療育士の資格ガイドライン」をご覧くださいければ幸いです。

なお、貴学の該当資格の「ガイドライン」および「規程」は、12月中旬までにご送付いたします。

以上、取り急ぎ、調査ご協力に対するお礼を申し上げ、意向調査の回答結果と理事会決定事項のご報告とさせていただきます。

敬具

添付資料 ①「資格到達目標達成度評価制度」に関する意向調査の回答結果」

添付資料 ②-1 「“情報処理士” 分野の資格ガイドラインと規程の改正」（参考例）

②-2 「“こども音楽療育士” の資格ガイドラインと規程の改正」（参考例）